

令和7年西予市教育委員会第12回定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和7年12月23日（火）

宇和地域づくり活動センター 4階 研修室2

II 出席者

| | |
|------------|--------------------|
| 教育長 宇都宮 明彦 | 委 員（教育長職務代理者）酒井 史朗 |
| 委 員 兵頭 美和 | 委 員 藤森 美佳 |
| 委 員 三好 敏博 | |

III 議事に出席した公務員の職氏名

| | |
|-----------------|----------------|
| 教 育 部 長 谷川 和久 | 教育総務課長 宮中 英希 |
| 学校教育課長 宇都宮 晋 | まなび推進課長 大崎 伸一 |
| 教育総務課長補佐 山本 裕樹 | 教育総務課長補佐 柿原 稔広 |
| 学校教育課長補佐 清家 真二 | 学校教育課長補佐 薬師寺ふみ |
| まなび推進課長補佐 高木 邦宏 | まなび推進課長補佐 徒田 剛 |
| 図書交流館長補佐 長野 聖司 | |

IV 議題

1 会議録の承認

（1）令和7年西予市教育委員会第11回定例会会議録の承認について

2 主な会議・行事等の説明

（1）令和7年12月の行事報告について

（2）令和8年1月の行事予定について

（3）令和8年西予市教育委員会第1回定例会の開催日程について

3 議決事項

承認第10号 専決処分第10号の承認について

議案第23号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例施行規則の全部を改正する規則制定について

議案第24号 西予市学校事務の共同処理に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 25 号 西予市図書交流館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 26 号 令和 7 年度西予市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和 6 年度分）について

4 報告事項

報告第 20 号 小中学校に導入した自動応答機能付電話装置の試行結果について

報告第 21 号 全国学力・学習状況調査について

報告第 22 号 令和 7 年第 4 回西予市議会定例会一般質問答弁について

V 会議の概要

1 開会

教育長 午後 3 時 00 分開会を宣する。

教育長 傍聴人 5 名の入室について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 入室を許可する。

傍聴者は、西予市教育委員会傍聴規則を遵守するよう求める。

2 会議録の承認

教育長 令和 7 年西予市教育委員会第 11 回定例会会議録について意見を求める。

酒井委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育長 修正する旨答える。

教育長 修正した令和 7 年西予市教育委員会第 11 回定例会会議録について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、令和 7 年西予市教育委員会第 11 回定例会会議録を承認する旨宣する。

3 報告事項

(1) 令和 7 年 12 月の行事報告について

教育長 12 月 6 日に西予市 PTA 大会が開催されたが、市全体の会としては今回が最後となり、参加者が少なかったことが残念であった旨述べる。同日に第 13 回「家族のきずな」エッセイ表彰式が行われ、関係する校長先生方も多

数参加されていた旨述べる。主催の南予モラロジー事務所から今回で終了する旨の報告があり、長年にわたるご尽力に対し、教育委員会として感謝の意を表した旨述べる。次に第4回市議会定例会が閉会した旨述べる。行財政改革プラン 2025 に関連する議案が上程された旨述べる。この後、関連する規則の改正について審議をお願いする旨述べる。

(2) 令和8年1月行事予定について

- 教育長 事務局の報告を求める。
教育総務課長 1月行事予定について報告する。
教育長 1月行事予定について意見を求める。
全委員 特になし。

(3) 令和8年西予市教育委員会第1回定例会の開催日程について

- 教育長 令和8年西予市教育委員会第1回定例会の開催日程について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 令和8年西予市教育委員会第1回定例会を1月 20 日(火) 午後3時00分から開催する旨宣する。

4 議決事項

承認第10号 専決処分第10号の承認について

- 教育長 事務局の説明を求める。
教育総務課長 議会第4回定例会において、令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）の議決をいただいたので、教育費に係る補正概要について説明する旨述べる。

今回の補正では、教育総務課3件、学校教育課1件の予算を増額した旨述べる。教育総務課では、異常気象による猛暑でエアコン使用率が増加したことから、小学校管理事業に401万2千円、中学校管理事業に147万7千円を電気料不足分として補正し、金融機関の金利上昇に伴い、子供教育振興基金事業に2万5千円を増額した旨述べる。学校教育課では、全国的な米価高騰に対応し、給食費の安定と保護者負担軽減を目的として、学校給食

食材購入支援事業に 663 万 3 千円を増額した旨述べる。

なお、これらの補正は急を要したため、西予市教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分を行い、本定例会にて報告し承認を求めるものである旨説明する。

教育長 学校給食食材購入支援事業について補足説明を求める。

学校教育課長 西予市の学校給食で使用する米は、愛媛県学校給食会から供給されているが、9月末に同会より、全国的な玄米価格の高騰に伴い 10 月以降の提供価格を大幅に増額する旨の通知があり、増額幅は 1 kgあたり約 240 円となった旨述べる。これまで給食会計は、他の食材の高騰分を献立の工夫や食材の入れ替えで対応してきたが、今回の米価高騰には対応が困難であり、適切な量と栄養バランスを維持した給食を提供するためには給食費の値上げが必要となる旨述べる。しかし、年度途中の急な値上げであることから、保護者負担を軽減するため補助金を増額するものである旨述べる。具体的には、9 月まで児童生徒 1 食当たり 45 円としていた補助金を 75 円に引き上げ、30 円の増額分を補正予算に計上した旨述べる。

教育長 委員へ意見を求める。

兵頭委員 愛媛県学校給食会から提供される米は、市産米ではあるかを問う。

学校教育課長 学校給食で扱う米は、学校給食会を通して市産米を納入している旨述べる。

教育長 その他意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 承認される委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 全会一致で原案のとおり承認する旨宣する。

議案第 23 号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例施行規則の全部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

まなび推進課長 第 4 回西予市議会定例会において、西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正が賛成多数で可決されたことに伴い、規則を改正するものであ

る旨述べる。今回の改正では、従来の「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例」と「西予市城川文書館設置条例」を一本化したことから、施行規則も一本化するものである旨述べる。主な変更点は、休館日を従来の月曜日に加え火曜日も休館とすること、資料の熟覧・複写・撮影など特別利用に関する規定を新設することである旨述べる。城川歴史民俗資料館は令和5年度より経済振興課が所管し、ジオミュージアムやギャラリーしろかわとの連携による共通チケット販売などで観覧者増加に努めているが、令和8年度からは歴史民俗資料館がまなび推進課所管となる予定であり、条例改正に伴い施行規則を全部改正するものである旨説明する。

教育長 第6条に新たに設けた特別利用について補足説明を求める。

まなび推進課長 これまで、文書館を観覧するために適用していたものである旨述べる。規則を一本化することにあわせて新たに明記するものである旨説明する。

教育長 委員へ意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 原案について、承認される委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 全会一致にて原案のとおり可決決定する旨宣する。

議案第24号 西予市学校事務の共同処理に関する規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長 本規則は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の4)に基づき、学校事務の共同処理に関する必要事項を定め、平成31年4月から施行されている。

今回、各共同学校事務室および市教育委員会で見直しを行った結果、現行規定の内容や表記が現在の運営実態と合致しない部分があることから、改正を提案するものである旨述べる。主な改正点は、第10条に新たに「共同学校事務室連絡協議会」を設置することである旨述べる。これまで第9条に基づき、事務室ごとに校長や地域長、

室長を中心に協議を行ってきたが、運営委員会や教育委員会との連携を強化し、共同処理を円滑に進めるため、連絡協議会の設置が必要と判断した旨述べる。また、第11条では「事務室連絡会」を明記し、事務室間の横の連携を強化し、適正な運営や事務改善を図ることを目的とした旨説明する。

教育長 共同事務室における年間の会議回数について問う。

学校教育課長 運営委員会については、年2回から3回の開催、事務室連絡会については、2か月に1回程度開催している旨述べる。8年度については、連絡協議会をこれまでの1回から2回開催する予定である旨述べる。

教育長 共同事務室の人員配置について補足説明を求める。

学校教育課長 現在、3ヶ所の共同事務室が設置されている旨述べる。

宇和町小学校に設置されている中央共同事務室に6名、野村中学校に設置されている東共同事務室に4名、三瓶中学校に設置されている西共同事務室に4名の職員が配置されている旨説明する。

教育長 委員へ意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 原案について、承認される委員の挙手を求める。

全委員 全員挙手する。

教育長 全会一致にて原案のとおり可決決定する旨宣する。

議案第25号 西予市図書交流館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

教育長 事務局の説明を求める。

まなび推進課長 第4回市議会定例会において、西予市図書交流館条例の一部改正が賛成多数で可決された。これに伴い、施行規則の改正を行うものである旨述べる。規則改正の主な内容は、休館日と開館時間の見直しである旨述べる。休館日は、現行の月曜日に加え火曜日も休館とし、祝日が月・火の場合は開館とする旨述べる。また、野村分館・三瓶分館については、祝日を休館としていた従来の運用を改め、中央館と同様に月・火以外の祝日は開館とする旨述べる。開館時間は、現行の午前9時～午後7時を、令和8年4月以

降は午前9時45分～午後5時15分に変更する旨述べる。これは、利用実態調査に基づき、光熱水費や人件費の削減を図るためである旨説明する。図書館協議会に諮問した結果、午前中の利用が多いことや文化団体の活動を考慮し、午前9時45分開館とした一方で、午後5時以降の利用者減少を踏まえ、閉館時間を短縮とした旨述べる。ただし、議会審議では「5時以降の利用者への影響」や「文教施設として費用対効果だけで判断すべきではない」との意見もあったことから、今回の改革は市民生活に影響を及ぼすことを認識している旨述べる。今後も図書館協議会を通じて市民の声を丁寧に反映しながら進める旨説明する。

教育長　　図書館協議会委員の構成内容について補足説明を求める。

まなび推進課長　　委員は学校関係者や学識経験者など7名で構成され、男性2名・女性5名、読書推進や読み聞かせ活動に関わる方が選任されている。様々な意見があったが、財政危機を乗り越えるため、今回の改革はやむを得ないとのご意見をいただいた旨述べる。

教育長　　酒井委員から順に意見を求める。

酒井委員　　費用対効果だけを基準に決定するものではないということを考えておかなければならぬと思うが、財政危機ということで致し方ない。図書館協議会の決定に同意する旨述べる。

教育長　　藤森委員に意見を求める。

藤森委員　　月曜・火曜日の「どこまな」利用者の対応について問う。

まなび推進課長　　「どこまな」の運営については、児童館とまなびあんを併用している旨述べる。児童館の休館日が木・金であるため、いずれかの施設で運営することとしている旨述べる。

藤森委員　　利用開始時間は、施設の開館時間に合わせたものであるかを問う。

まなび推進課長　　施設の開館時間に合わせている旨述べる。

教育長　　その他意見を求める。

- 藤森委員 図書館は必要な施設であり、財政との兼ね合いはあるが、できるだけ時間を確保できればいいと思う旨述べる。
- 教育長 三好委員に意見を求める。
- 三好委員 財政面が厳しく致し方ないと思う旨述べる。ライフスタイルの変化から図書館の役割にも変化が感じられるが、本を借りるだけでなく、静かな空間で学習できる場の提供といった役割もあると思う旨述べる。財政面の余裕や要望があれば、今後開館時間の変更を検討してもよいのではないかと思う旨述べる。
- 教育長 兵頭委員に意見を求める。
- 兵頭委員 図書館協議会も苦渋の判断をされての意見であったと思う旨述べる。致し方ないと思うが、5時以降、利用できなくなる学生がいるのではないかと思う。脱却プランが終了し、元に戻ることができれば、社会人の方にも利用しやすい環境になると思う旨述べる。時間短縮により、利用者・入館者数が減ってくると思われるが、致し方ないと思う旨述べる。
- 教育長 5時以降の取扱いについては、今後3年間進めていく中で検証が必要であると思う旨述べる。
- 教育長 原案について、承認される委員の挙手を求める。
- 全委員 全員挙手する。
- 教育長 全会一致にて原案のとおり可決決定する旨宣する。

- 議案第26号 令和7年度西予市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和6年度分）について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 教育総務課長補佐 地方教育行政法第26条に基づき、令和7年度西予市教育委員会点検・評価報告書（令和6年度事業）を策定するものである旨述べる。前回協議で指摘された分析内容や表記の修正を行った旨説明する。
- 教育長 承認後の議会への報告等の対応について補足説明を求める。
- 教育総務課長補佐 文書にて議長あて報告する予定である旨述べる。市民の方に対しては、ホームページへの公開をもって公表に代えさせていただきたい旨説明する。

- 教育長 各委員へ意見を求める。
- 酒井委員 報告時期を早めることについて諮る。
- 教育長 遅くとも決算認定までには策定したい考えである旨述べる。
- 教育総務課長補佐 決算後速やかに、各課へ分析を依頼し、策定を進める旨回答する。
- 教育長 分析評価については、決算前に作業を進めることができるため、事前に作業を進め、決算された後、速やかに公表できるよう作業を進めていくよう述べる。
- 教育長 その他意見を求める。
- 兵頭委員 目次の表記内容「(1)文化財の保護と活用」28頁「文化財の保存と活用」との相違を指摘する。
- まなび推進課長 目次の表記内容が誤りである旨述べる。
- 教育長 「文化財の保存と活用」に訂正する旨述べる。
- その他意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 修正した原案について、承認される委員の挙手を求める。
- 全委員 全員挙手する。
- 教育長 全会一致にて原案のとおり可決決定する旨宣する。

5 報告事項

報告第20号 小中学校に導入した自動応答機能付電話装置の試行結果について

- 教育長 事務局の報告を求める。
- 教育総務課長補佐 小中学校で自動応答電話装置を試行・導入し、電話対応負担軽減に一定の成果があった旨述べる。今後は運用ルールの周知徹底と改善に努める旨報告する。

報告第21号 全国学力・学習状況調査について

- 教育長 事務局の報告を求める。
- 学校教育課長補佐 資料に基づき、小学校における調査結果、中学校における調査結果、教育委員会の取組について報告する。
- 教育長 今後、2月に学力向上推進の会が開催される。先生方も異動があるので、後任への引継ぎを確実にお願いした

い旨述べる。

教育長

各委員へ意見を求める。

酒井委員

体力向上には整った生活が大事で、学力にも同じことが言えるのではないかと思う旨述べる。基本的な生活習慣によって、学習時間も伸び、学力が向上するのではないかと思う旨述べる。自己肯定感が西予市は高く、大人になった時には、自己肯定感が高い人ほど、充実した生活ができるのではないかと感じる。大事なことだと思う旨述べる。

藤森委員

中学生の結果で「将来の夢を持っている割合」が高い。学習したことが役立っているということがわかれれば、勉強するようになる。将来の夢や目標が勉強に繋がっているということに実感が持てると将来が楽しみになると思う旨述べる。

三好委員

全国平均を下回っていると言って悲観する必要はない。将来の夢や自己肯定感をより伸ばすことで、より良い方向へ進めばいいと思う旨述べる。

兵頭委員

家庭学習の充実が大事だと思う旨述べる。特に数学では低学年までの基礎が大事だと思う旨述べる。スマートフォンの利用時間の決まりは、現在どのように対応されているか問う。

学校教育課長

家庭内できちっとルールを作っていただくよう指導をしている旨述べる。スマホの利用率が確実に上がってきている旨述べる。そのため生活習慣に影響していることは間違いない旨述べる。学力向上には、授業改善といったことに重点を置きがちだが、家庭での生活習慣にも目を向け、指導していく必要があると感じている旨述べる。自己肯定感が高いという現れは、家庭や学校、地域で子どもたちが認めてもらっている証だと実感している旨述べる。子どもたちの良いところを認め、自信をつけるようにすることで、子どもたちの学力が向上すればよいと考えている旨述べる。

教育長

各委員さんの意見については、2月の推進の会に伝えておくよう述べる。

報告第 22 号 令和 7 年第 4 回西予市議会定例会一般質問答弁について

教育長 教育部長の報告を求める。

教育部長 令和 7 年西予市議会第 4 回定例会における一般質問のうち、教育委員会に関係する質問内容及びそれに対する答弁の要旨を報告する。

6 閉会

教育長 午後 4 時 29 分閉会を宣する。